

障害者差別解消法 について考える ～法律の概要と啓発を中心に～

全国手をつなぐ育成会連合会 政策センター委員・「手をつなぐ」編集委員
(社)日本発達障害連盟 J-Lニュース編集長

又村 あおい

障害者差別解消法については、現時点で入手可能な情報により作成していますので、一部項目は見込みとなります。また、各種の法律名称については、一部で略称（通称）を用いています。

平成28年(2016年)3月4日 岡山県手をつなぐ育成会研修会 資料

1

差別解消法の成立と障害者権利条約の批准まで

平成16年 6月 障害者基本法改正

※ 施策の基本的理念として差別の禁止を規定

平成18年12月 国連総会において障害者権利条約を採択

平成23年 8月 障害者基本法改正

※ 障害者権利条約の考え方を踏まえ、合理的配慮の概念を規定

平成24年 9月 障害者政策委員会差別禁止部会意見取りまとめ

平成25年 5月 衆議院本会議にて可決

6月 参議院本会議にて可決

※ 公布・一部施行（完全施行は平成28年4月1日）

11月 障害者の権利に関する条約衆議院本会議にて承認

12月 障害者の権利に関する条約参議院本会議にて承認

平成 26年 1月 障害者の権利に関する条約批准（締結）

平成28年(2016年)3月4日 岡山県手をつなぐ育成会研修会 資料

2

障害者権利条約ってなんだろう

1. 「障害者権利条約」とは、2006年に国連で採択された国際条約（国際ルール）
2. 障がいのある人を「一人の人間」「権利の主体」と捉え生活のさまざまな場面において障がいのある人の人権（尊厳）の尊重を批准国へ求めている
3. 全部で50条あり、世界各国を対象としているため、国際水準との比較で国内の障害者施策をチェックすることが可能

障害者権利条約ってなんだろう

4. 日本は2007年9月に署名した（条約の存在を認めた）ものの、批准（条約の内容に同意し、仲間入りすること）までには時間を要した
5. 実は、小泉政権下で批准に向けた閣議決定が行われる寸前まで進んだことがあったが、障がい当事者団体からの要望で取りやめた経緯がある
6. 当時の法制度では不十分だったため

創設・改正された法制度（その1）

1. 平成23年6月「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が成立
2. 平成23年7月「障害者基本法」の改正が成立
3. 平成24年6月「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）」が成立（自立支援法の改正）

創設・改正された法制度（その2）

4. 平成24年6月「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（障害者優先調達推進法・旧ハート購入法）が成立
5. 平成24年6月「障害者雇用促進法」における障害者雇用率の引き上げ
6. 平成24年7月「特別支援教育に関する報告」が公表され、特別支援教育の充実などを提示

創設・改正された法制度（その3）

7. 平成25年5月「公職選挙法」が改正され、成年後見制度の後見類型の人の選挙権が回復

8. 平成25年6月「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が成立（28年4月から）

9. 平成25年6月「障害者雇用促進法」が改正、精神障がいの雇用義務化や合理的配慮など義務化（28年4月から）

権利条約における位置づけ

【第2条・定義 第5条・平等及び無差別】

1. 「障害に基づく差別」とは、障害に基づくあらゆる区別、排除又は制限（合理的配慮の否定を含む）
2. 障害に基づくあらゆる差別を禁止し、合理的配慮が提供されることを確保
3. 障害のある女子が複合的な差別を受けていることを認識

障害者差別解消法の概要・1（第1条）

目的

第一条 この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が・・・基本的人権を享有する個人として・・・その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する・・・障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における・・・差別を解消するための措置等を定めることにより・・・差別の解消を推進し、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく・・・共生する社会の実現に資することを目的とする。

障害を理由とする差別（以下、障害者差別）の禁止に関するより具体的な規定を示し、それが遵守されるための具体的な措置等を定めることにより、障害者基本法第4条の差別の禁止の基本原則を具体化し、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者差別の解消を目的とする。

平成28年(2016年)3月4日 岡山県手をつなぐ育成会研修会 資料

9

障害者差別解消法の概要・2（第1条）

参考：障害者基本法(抜粋)

(差別の禁止)

第四条 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

3 国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

平成28年(2016年)3月4日 岡山県手をつなぐ育成会研修会 資料

10

障害者差別解消法の概要・3（定義・留意事項）

定義

- 1.障害者・・・障害者基本法の定義に基づく（障害者手帳所持者に限らない）
- 2.行政機関等・・・国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人（※）
- 3.事業者…商業その他の事業を行う者（事業規模を問わず、営利・非営利も問わない）
※ 地方公営企業及び公営企業型地方独立行政法人は事業者

留意事項

1. 事業者ではない一般私人の行為や個人の思想・言論や障害者間の問題は対象外（啓発活動等を通じて対応）
2. 雇用分野については障害者雇用促進法により具体的な措置を規定

障害者差別解消法の概要・4（第3条～第5条）

国及び地方公共団体の責務、国民の責務

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は・・・障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（国民の責務）

第四条 国民は・・・障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

第3条は、国・都道府県・市町村の責務として、障害者差別の解消に関する施策を策定、実施しなければならない規定（地域の実情に応じて、障害者差別解消に関する条例（いわゆる上乘せ・横出し条例）を制定することを含む）

第4条は、国民の責務として、障害者差別解消の推進に寄与するよう努めなければならない規定（努力義務規定）

障害者差別解消の施策策定・実施

1. 障害者差別解消の施策策定と実施は行政に対する義務規定。何らかの形で必ず行う
2. 理想は「障害者差別解消に特化した行政計画の策定と実施」だが、現時点ではハードルが高い（具体的な取組みを模索する段階）
3. 現実的には、自治体単位で策定する「障害者福祉計画」の中に障害者差別解消に関する項を設け、その下に啓発や研修、地域協議会の設置などの取組みをぶら下げるイメージ

障害者差別解消法の概要・5（差別の禁止）

障害を理由とする差別の禁止

行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、

① 障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることで障害者の権利利益を侵害してはならない。

② 障害者から社会的障壁の除去を必要とする意思表示があった場合、実施に伴う負担が過重でなければ、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

事業者は、その事業を行うに当たり、

① 障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることで障害者の権利利益を侵害してはならない。

② 障害者から社会的障壁の除去を必要とする意思表示があった場合、実施に伴う負担が過重でなければ、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

行政機関と(民間)事業者の違い

1. 行政機関は、差別的取扱い・合理的配慮の提供ともに法的義務
2. 事業者は、差別的取扱いが法的義務、合理的配慮の提供は努力義務(事業者の範囲は非常に広いことから、提供に務めることは義務付けられるが、提供義務までは求められない)
3. ただし、雇用の場面においては行政機関・事業者ともに、両方とも義務付けられる(障害者雇用促進法の規定)

障害者差別解消法の概要・6 (差別的取扱い)

障害を理由とする差別の禁止(続き)

不当な差別的取扱い

1. 障害者であることのみを理由に、正当な理由なく障害者に対する商品やサービスの提供を拒否する(権利利益を侵害する)ような行為
2. 実際の場面において「不当な差別的取扱い」に該当するかどうかは、個々の状況に応じ、事案ごとに判断(正当な理由がある場合には差別的取扱いにならない)

差別的取扱いを判断する際の視点

1. 個別の事案ごとに、障害者、事業者、第三者の権利利益(例:安全の確保、財産の保全、事業の目的・内容・機能の維持、損害発生の防止など)及び行政機関等の事務・事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断
2. 正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい

障害者差別解消法の概要・7 (合理的配慮)

障害を理由とする差別の禁止(続き)

合理的配慮

1.日常生活や社会生活における制限(暮らしにくさ)をもたらす原因となる「社会的障壁」の取り除きを求める意思表示があった場合に、個別の状況に応じて講じられるべき措置(乗り物への乗車に当たっての職員等による手助け、筆談・読上げ等の障害特性に応じたコミュニケーション手段による対応、段差の解消のための渡し板の提供など)

2.「意思の表明」は、言語(手話も含む)その他の意思疎通のための手段により伝えることを指し、知的障害等により本人が自ら意思を表明することが困難な場合には、その家族等が本人を補佐して意思の表明をする場合も含み得る

合理的配慮の実施に伴う負担が過重である場合、義務は生じない

合理的配慮の主な類型

物理的環境への配慮	意思疎通の配慮	ルールなどの柔軟な変更
1. 携帯スロープを渡して段差を解消する、段差越えを手助けする 2. 高いところにある商品を取って渡す	1. 筆談や簡単な手話による意思伝達 2. 文字情報の読み上げ 3. 分かりやすい表現を用いた会話	1. 研修会などにおける休憩時間の調整 2. 障害特性に応じた手続き順や席の確保 3. 非公開会議への介助者同行

平成28年(2016年)3月4日 岡山県手をつなぐ育成会研修会 資料

19

過重な負担を判断する際の視点

1. 個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断
事務・事業への影響の程度（事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か）、実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）、費用・負担の程度、事務・事業規模、財政・財務状況
2. 過重な負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい

平成28年(2016年)3月4日 岡山県手をつなぐ育成会研修会 資料

20

障害者差別解消法の概要・8（第3条～第5条）

合理的な配慮に関する環境の整備

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

障がいのある人からの意思表示があった場合において個別に求められる「合理的配慮」を的確に行うため、建築物をバリアフリー化する、職員に対する障がい特性理解の研修などを行うといった「環境の整備」に関する取組みが計画的に行われるよう、努力義務を規定

合理的配慮に関する留意点

1. 関係性が反復継続し、かつ長期にわたる場合をどう考えるか（たとえば公立の幼稚園・保育所、学校）
 - たとえば毎回のように段差解消で職員を4名出動させるのであれば、スロープを設置した方が結果的に効率的（環境整備的な側面が強くなる）
2. 合理的配慮の提供までに時間的余裕がある場合をどう考えるか（たとえば申込みから開催まで1か月以上ある行政説明）
 - その場で合理的配慮の提供を申し出られても資料の点訳は不可能だが、1か月あれば準備できるかも知れない

内閣府・合理的配慮サーチ

1. 内閣府が提供する、合理的配慮に当たると考えられる事例などを紹介する専用ページ
2. 障害種別ごと、生活の場面ごとに具体例を一覧できる検索機能あり
3. 「内閣府 合理的配慮サーチ」で検索、もしくは下記のURLへアクセス

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/>

平成28年(2016年)3月4日 岡山県手をつなぐ育成会研修会 資料

23

特総研・インクルD B

1. 教育現場における合理的配慮の事例を豊富に掲載（平成28年2月時点で142件）
2. 児童の障がい特性や在籍園・学校、合理的配慮（環境整備）の種類などを細かく指定して検索可能
3. 検索結果には教育現場における具体的な取り組み内容を500字程度で紹介

<http://inclusive.nise.go.jp/>

平成28年(2016年)3月4日 岡山県手をつなぐ育成会研修会 資料

24

厚労省・合理的配慮指針事例集

1. 雇用分野における合理的配慮の事例を労働局やハローワークで収集し、掲載
2. 障がい特性ごと、業種（職種）ごと、企業規模ごとに募集・採用時、採用後に分けて合理的配慮と考えられる取組みを紹介（80ページ程度）
3. 今後も継続して事例収集して事例を追加

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000093954.pdf>

平成28年(2016年)3月4日 岡山県手をつなぐ育成会研修会 資料

25

大阪府・配慮や工夫の事例

1. 差別解消法施行前に、障害者基本法の規定をベースに障がいのある人が「あったらいいな」と考える配慮や工夫を募集
2. 内容には合理的配慮だけでなく、環境整備に当たる事例も含まれる
3. 公共交通機関、買い物、医療、教育、雇用、情報・コミュニケーションなどに分類

<http://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/go-hai/>

平成28年(2016年)3月4日 岡山県手をつなぐ育成会研修会 資料

26

知的・発達障害分野の特徴

1. 知的・発達障害に対する合理的配慮では、障壁の有無と内容のアセスメントが重要
2. 車いす利用者にとっての「段差」に相当する障壁（社会的障壁）を探す段階、段差を解消するための「昇降介助」や「渡し板」を提供する段階がある
3. 特に感覚過敏などにより教育活動へ参加することが難しい児童生徒の場合は、アセスメントを含めた合理的配慮の提供が不可欠

平成28年(2016年)3月4日 岡山県手をつなぐ育成会研修会 資料

27

知的・発達障害分野の特徴

	車いす利用者	知的・発達障害者
障壁となっている事象を特定する段階	段差を越えることができずに困っている（外形的に特定しやすい）	状態を総合的に考えるとできるはずのことが、ある分野だけでできずに困っている（状態像の総合的なアセスメントがないと、外形的には特定しにくい）
障壁に応じた合理的配慮を提供する段階	職員による乗降の介助や渡し板の提供などによる段差の解消	支援環境や関わり方などの配慮による障壁（引っかかり）の解消

平成28年(2016年)3月4日 岡山県手をつなぐ育成会研修会 資料

28

知的・発達障害分野の特徴

想定されるプロセス	具体的な取組み
障害特性に応じた社会的障壁（引っかけり）があることへの気づき	本人の年齢や日常生活の観察から推測される行動上の気になる点の洗い出し
気づきを得た障壁（引っかけり）の明確化	行動面や作業面からのアセスメント実施と障壁事象の確認
特性に応じた合理的配慮の提供	アセスメントから導かれる個別的对応の実践
個別的对応による行動の変容評価と、評価に基づく合理的配慮の内容見直し	合理的配慮の提供によってどのような行動の変化が見られたか評価し、それに基づいて個別の教育支援計画などの見直し

平成28年(2016年)3月4日 岡山県手をつなぐ育成会研修会 資料

29

知的・発達障害分野の特徴

4. その子には色画用紙やわら半紙、グレーや青色を含む色鉛筆やインクペン、クレヨンなどの筆記用具・画材などの利用を推奨
5. コントラストの強さから解放され、通常はなぐり書きから始まるステップを飛ばし、ある日を境に具体的な対象物を描画
6. 学術的な知見や支援者の観察力（想像力）、経験や寄り添う気持ちなど、かなり高水準の支援力を要する

平成28年(2016年)3月4日 岡山県手をつなぐ育成会研修会 資料

30

色画用紙
鉛筆
クレヨン

ところで、どんな ことをすると 「差別」になるの？

平成28年(2016年)3月4日 岡山県手をつなぐ育成会研修会 資料

31

差別的取扱と思われる事例

自閉症の人がクラシックを聴こうとしたら、
漠然と不安という理由で断られた

自閉症って良く分からないな・・・断ろう・・・

実施可能な合理的配慮等はないか？

- 落ち着いて聞ける席の確保（合理的配慮）、行動特性と注意点の聞き取り（環境整備）など

平成28年(2016年)3月4日 岡山県手をつなぐ育成会研修会 資料

32

差別的取扱と思われる事例

自閉症の人がクラシックを聴こうとしたら、
漠然と不安という理由で断られた

こうした状況もありうる(正当な理由)

- 盛り上がると立ち上がって応援してしまう

その上でこうした対応も(建設的対話)

- 席での鑑賞は難しくとも、調音室や控室を提案

以上のことから分かることは

★ それぞれに理由がある

障がいのある人が「差別」と感じるのには理由があり、行政・事業者側が「差別ではない」と感じるにも理由がある

★ それぞれに事情がある

障がいのある人が配慮を求めるには事情があり、行政・事業者側がすべてに対応できないのにも事情がある

★ だから「建設的対話」が必要

地域における情報共有や建設的対話を含む差別解消の取組みの場をどのように確保するか

障害者差別解消法の解説・9（地域協議会）

障害者差別解消支援地域協議会

趣旨・目的

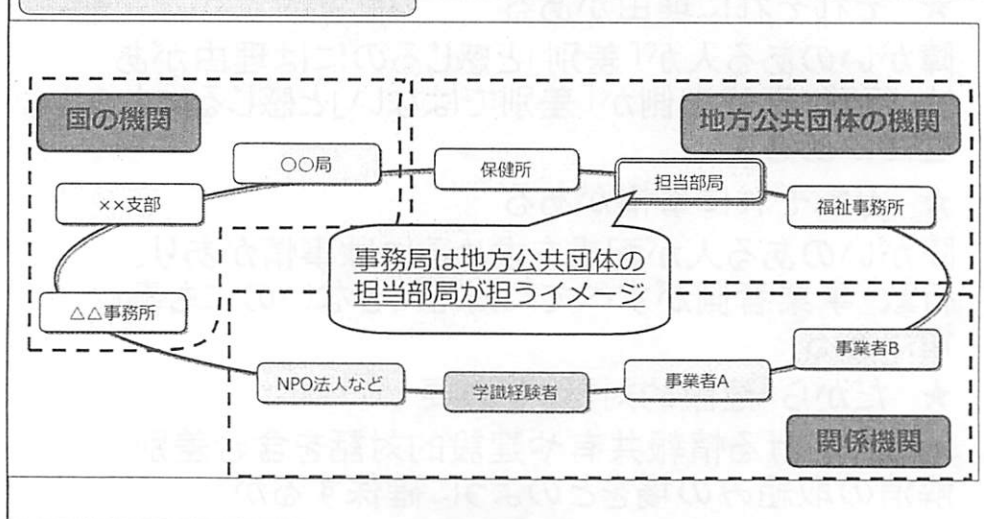
行政機関に対して障害者差別に関する相談等をした際に、各機関が有している権限は必ずしも明らかでなく、相談等を受けた窓口だけですべてに対応することが困難

そのため、国や地方公共団体の機関（関係機関）が「障害者差別解消支援地域協議会」を組織することにより、地域において障害者差別に関する相談や争いごとの防止や解決などを推進するためのネットワークを構築することが重要

協議会を通じて、いわゆる「制度の谷間」や「相談のたらいまわし」などが生じない体制の構築や地域全体での相談・紛争解決機能の向上を図る（協議会設置は各地方公共団体の判断（任意設置））

障害者差別解消法の概要・10（地域協議会）

協議会組織・運営のイメージ



地域協議会の構成機関例(都道府県)

国の機関	法務局、労働局
地方機関	都道府県障害福祉課、保健所、精神福祉センター、教育委員会、都道府県消費生活センター、都道府県警
当事者	障害者当事者団体、家族会
教育	校長会、PTA連合会
福祉	都道府県社会福祉協議会、民生・児童委員協議会、福祉専門職団体、支援事業所団体、障害者就業・生活支援センター、医療保健関係団体、医療機関
事業者	商工会議所、経営者協会、公共交通機関、特例子会社
法曹等	弁護士会、司法書士会
その他	学識経験者、新聞社、放送局

平成28年(2016年)3月4日 岡山県手をつなぐ育成会研修会 資料

37

地域協議会の構成機関例(市町村)

国機関	法務局(人権擁護委員)、労働基準監督署
地方機関	障害福祉課、保健センター、市町村消費生活センター、教育委員会、警察署
当事者	障害当事者団体、家族会
教育	PTA連合会
福祉	市町村社会福祉協議会、(相談)支援事業者、民生委員・児童委員
医療保健	医師、歯科医師、保健師、看護師
事業者	商工会、商店会、公共交通機関、特例子会社
法曹等	弁護士、司法書士、行政書士
その他	学識経験者、自治会連合会

平成28年(2016年)3月4日 岡山県手をつなぐ育成会研修会 資料

38

地域協議会に期待したいこと

1. 差別解消法は既存の相談窓口や紛争解決窓口を活用するため、対応のばらつきが生じないよう、情報や注意点などの共有が重要
2. 差別解消法の広報周知をはじめとする、障がいのある人の差別解消や権利擁護に関する重点的な取組みを推進（特にグループホームなどの建設に関する反対運動や地元同意）
3. ヒアリングなどを通じて、事業者団体における取組みなどを収集、公表
4. 見過ごせない差別には積極的に解決を後押し

平成28年(2016年)3月4日 岡山県手をつなぐ育成会研修会 資料

39

障害者差別解消法の概要・11（違反への対応）

違反に対する対応

【事業者の場合】

主務大臣は、特に必要があると認める場合（障害者に対して差別行為を繰り返し行っていて、事業者自身による改善を期待することが困難な場合など）報告徴収、助言・指導、勧告を行うことが可能（報告をしなかった、虚偽の報告を行った場合には過料）

【行政機関の場合】

行政機関等で差別行為が行われた場合には、行政不服審査法に基づく不服申立てや、行政機関等の内部における服務規律確保のための仕組みや行政相談等の仕組みにより是正を図る

【法律の罰則など】

差別解消法に違反する行為自体について罰則は存在しない
私法上の効果については、民法等の一般規定（損害賠償など）に従って、個々の事案ごとに判断（最終的には裁判で判断）

平成28年(2016年)3月4日 岡山県手をつなぐ育成会研修会 資料

40

障害者差別解消法の概要・12（基本方針）

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

【位置付け】

障害者差別解消の推進に関する施策を総合的・一体的に実施するため、政府の施策の基本的な方向や対応要領・対応指針の基本となる考え方などを示すもの（平成27年2月24日に閣議決定！）

【内容】

- ①差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向
- ②行政機関等が講ずべき措置に関する基本的な事項
- ③事業者が講ずべき措置に関する基本的な事項
- ④その他、障害者差別解消の推進に関する重要事項（障害者差別を解消するための支援措置、啓発や情報収集、見直しなど）

基本方針に即して対応要領・指針を作成

平成28年(2016年)3月4日 岡山県手をつなぐ育成会研修会 資料

41

障害者差別解消法の概要・13（対応要領・指針）

国・地方公共団体等職員対応要領

国や地方公共団体、独立行政法人などの職員を対象に、障害を理由とする差別の禁止に関して適切に対応できるよう、それぞれの機関等における不当な差別的取扱いの具体例や合理的配慮の好事例等を示す（地方公共団体は努力義務）

主務大臣の定める対応指針

事業者を対象に、障害を理由とする差別の禁止に関して適切に対応できるよう、該事業分野における不当な差別的取扱いの具体例や合理的配慮の好事例等を示す（事業分野ごとの主務大臣が作成）

作成に当たっては、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずること、作成後は公表することが必要

平成28年(2016年)3月4日 岡山県手をつなぐ育成会研修会 資料

42

障害者差別解消法の概要・14（啓発活動）

啓発活動

（啓発活動）

第十五条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

【趣旨】

障害を理由とする差別の解消を効果的に推進するため、地域住民の関心と理解を得るために必要な啓発活動を行う。

なお、障害者関連施設（入通所施設やグループホームなど）の立地に関し、住民の同意を要件とするなどの特別な条件付けを行わないほか、障害者差別の要因と思われる無理解や偏見などを取り除くため、障害者に対する住民の理解を深める趣旨の必要な啓発活動を行うことが適当。

障害者差別解消法の概要・15（相談体制）

相談及び紛争の防止等のための体制の整備

（相談及び紛争の防止等のための体制の整備）

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

障害者に関する既存の相談窓口等（一例）

福祉事務所・地方公共団体の担当部局・保健所・教育委員会・法務局（地方法務局）・都道府県労働局・公共職業安定所（ハローワーク）・児童相談所（療育センター）・基幹相談支援センター・都道府県障害者権利擁護センター・市町村障害者虐待防止センター など

国会附帯決議【重要部分の抜粋】

衆議院・その2

五 国及び地方公共団体において、グループホームやケアホーム等を含む、障害者関連施設の認可等に際して周辺住民の同意を求めないことを徹底するとともに、住民の理解を得るために積極的な啓発活動を行うこと。

六 障害を理由とする差別に関する相談について「制度の谷間」や「たらい回し」が生じない体制を構築するため、障害者差別解消支援地域協議会の設置状況等を公表するなど、その設置を促進するための方策を講じるとともに、相談・紛争解決制度の活用・充実及び本法に規定される報告徴収等の権限の活用等を図ることにより、実効性の確保に努めること。

平成28年(2016年)3月4日 岡山県手をつなぐ育成会研修会 資料

45

ご清聴
ありがとう
ございました

平成28年(2016年)3月4日 岡山県手をつなぐ育成会研修会 資料

46

ご参考まで・・・(その1)

- 全国手をつなぐ育成会連合会
これまでの社会福祉法人から、運動体として生まれ変わります。

<http://zen-iku.jp/>

または、「全国手をつなぐ育成会連合会」で検索していただくといはトップで表示されます。

ご参考まで・・・(その2)

- あたらしいほうりつの本
又村が書いた初めての単行本が出ました！
できるだけ読みやすく、障害福祉サービスや年金・手当などの概要や手続きのながれを解説しています

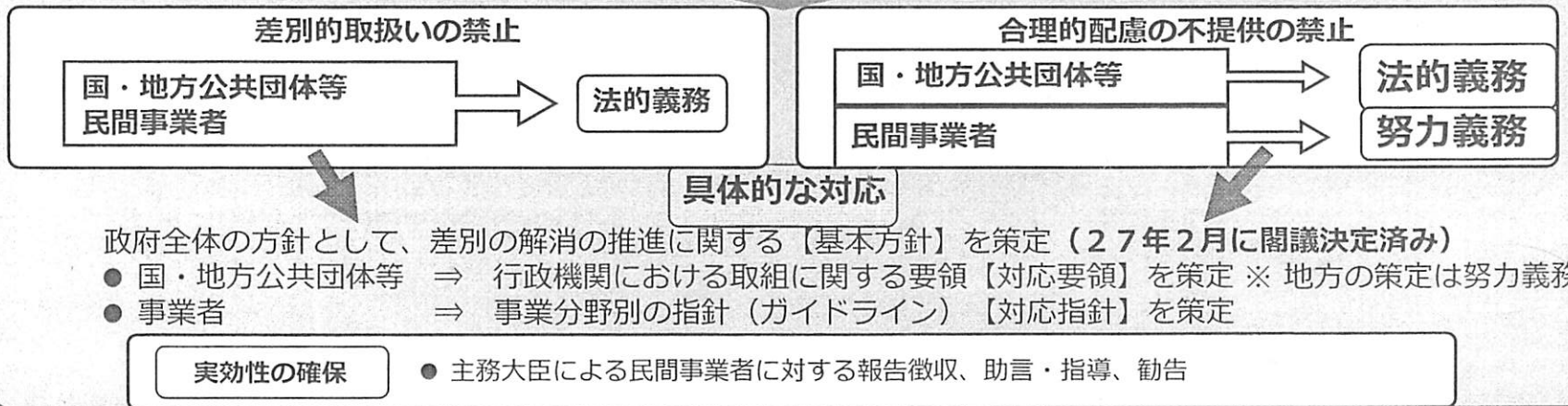
お求めは、全国手をつなぐ育成会連合会のホームページ、または「すぺーす96」(書店)のホームページから！

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の概要

<p>障害者基本法 第4条</p> <p>基本原則 差別の禁止</p>	<p>第1項：障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止</p> <p>何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。</p>	<p>第2項：社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止</p> <p>社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。</p>	<p>第3項：国による啓発・知識の普及を図るための取組</p> <p>国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。</p>
---	---	--	--

具体化

I. 差別を解消するための措置



II. 差別を解消するための支援措置

紛争解決・相談	● 相談・紛争解決の体制整備 ⇒ 既存の相談、紛争解決の制度の活用・充実
地域における連携	● 障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携
啓発活動	● 普及・啓発活動の実施
情報収集等	● 国内外における差別及び差別の解消に向けた取組に関わる情報の収集、整理及び提供

施行日：平成28年4月1日（施行後3年を目途に必要な見直し検討）